

带状疱疹ワクチンの費用助成について

带状疱疹は、带状疱疹ウイルスが原因で、免疫力の低下で発症しやすく、高齢者に多い病気です。予防接種で、発症や重症化を防ぐことができます。

定期接種 今年度の定期接種の対象者は下記の表のとおりです。

- 【対象者】**
- ・65歳および65歳を超える方は5歳年齢ごと
 - ・60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方



年齢	生年月日	年齢	生年月日
65歳	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	85歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日
70歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	90歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日
75歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	95歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日
80歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	100歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日

任意接種

町独自の取組みとして、満50歳以上の方を対象に、通年で接種費用の助成を行っています。定期接種の対象にならない方は、任意接種として接種を受けることが可能です。

接種費用の助成について

接種医療機関によって、以下のとおり手続きの方法が異なりますので、事前にご確認ください。助成は定期・任意を問わず、ワクチンの種類に関係なく、生涯で1回限りです。

1. 町内医療機関または広域化医療機関（県で統一して契約をしている医療機関）で接種する場合

医療機関での支払い	事前手続き
自己負担額 ※定期接種対象で生活保護受給者は無料 ①带状疱疹ワクチン（2回接種）11,220円／1回につき2回接種で、22,440円必要となります。 ②水痘ワクチン（1回接種）4,000円	必要 健康福祉課または支所で予診票を発行します。本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）をご持参のうえ、窓口までお越しください。

2. 上記以外の医療機関で接種する場合

	医療機関での支払い	事前手続き	接種後の手続き
定期接種	接種費用の全額	必要 役場までお越しください。	接種後6か月以内に、下記の書類を添えて申請してください。費用を带状疱疹ワクチン10,380円、水痘ワクチン4,300円を上限額として払い戻します。 ・任意予防接種費用助成申請書 ・予診票または予診票の写し ・接種費用の領収書（被接種者氏名・予防接種名・接種日・医療機関名が記されたもの） ・振込み先の預金通帳の写し
任意接種		不要 医療機関にある予診票をご使用ください。	

医療機関等の詳細については、ホームページをご覧ください。



問合せ 健康福祉課 ☎ 72-1295